

江津高野山風力発電所譲渡に係る募集要項

令和8年10月2日

島根県企業局

1. 概要

1. 譲渡の趣旨

島根県企業局では再生可能エネルギーの導入促進及び地球温暖化防止に取り組んでおり、隠岐大峯山風力発電所に続き2番目の風力発電所として江津高野山風力発電所を建設し、平成21年（2009年）2月から運転を開始した。

運転開始から17年間にわたり再生可能エネルギーによる電力の供給と売電収入を活用した地域貢献を行ってきたが、FIT制度の適用が終了する令和11年（2029年）5月以降は、売電価格が不透明な状況であり企業局による事業継続は難しい状況となっている。

一方で風力発電所は民間事業者により全国各所で設備更新（リプレース）の計画や更新が実施されており、隠岐大峯山風力発電所のように民間事業者に譲渡した後にリプレースを実施し、風力発電事業を継続した事例がある。

このような状況を踏まえ、江津高野山風力発電所においても、民間事業者の資金力や高度なノウハウを活用することで、風力発電設備の有効活用により地球温暖化防止と地域貢献に引き続き寄与することを目的に、設備一式の譲渡先を次のとおり広く募集する。

2. 江津高野山風力発電所の概要

①所在地

島根県江津市敬川町 1955-1 他 （敬川町、千田町、二宮町の高野山周辺）

②認可最大出力

20,700kW（2,300kW×9基）

③運転開始年月日

平成21年（2009年）2月1日

④譲渡対象資産（詳細は別紙設備概要参照）

(1)風力発電設備：9基

(2)受変電設備：1式

(3)配電盤開閉装置：1式

(4)遠方監視制御装置：1式

(5)構築物：1式

⑤受給契約先

中国電力ネットワーク株式会社

⑥連系系統

中国電力ネットワーク株式会社 金城江津線（66kV）

⑦FIT 認定期間及び売電単価

(1)認定期間：平成 24 年（2012 年）11 月 1 日～令和 11 年（2019 年）4 月 30 日

(2)売電単価：19.65 円/kWh（税抜）

⑧留意事項

(1)7 号機について

- ・令和 7 年（2025 年）1 月に増速機の内部ギアの破損を確認し運転を停止している。増速機の交換費用が高額であり FIT 適用の残期間で費用回収が見込めないため、修理を行わず安全を確保し休止としている。なお、点検はこれまでと同様に実施している。

(2)事業用地について

- ・発電所の設備については、個人及び江津市の土地に設置しており、賃貸借契約を締結している。
- ・道路については、江津市管理の林道となっており譲渡後も継続して使用することができる。
- ・土地所有者からは、譲渡事業者（落札者）が風力発電事業のため土地を使用することについて合意を得ている。

(3)その他

- ・シャドーフリッカー（ブレードが太陽光を遮ることで起こる影のちらつき）の対応として、特定の時期に対象となる風車を停止している。
- ・需給年度が令和 12 年度（2030 年度）の容量市場に参加しており、令和 13 年度（2031 年度）についても参加する予定としている。
- ・令和 9 年度（2027 年度）に定期事業者検査制度に伴う定期安全管理審査を受審する必要がある。
- ・発電所の送電電力量及び受電電力量の計量に使用している計器用変成器の有効期限満了が令和 10 年（2028 年）8 月末であるため、満了日までに更新工事を中国電力ネットワーク株式会社が行うこととなっている。施工時は停電する必要がある。

2. 譲渡の条件

①譲渡対象及び範囲

- ・設備の譲渡範囲は下記とし増速機故障による休止中の7号機を含め現状のまま現地で引き渡すものとする。
- ・譲渡後に発生した故障、不具合、事故及び第三者への損害その他これらに関連するいかなる事由についても県は契約不適合責任を一切負わない。
 - (1)発電設備（風力発電設備、受変電設備、配電盤開閉装置、遠方監視制御装置ほか）
 - (2)構築物（フェンス、地中電線管、マンホール、啓発表示盤、看板ほか）
 - (3)工具及び備品（騒音計、アースフックほか）
 - (4)予備品（ヨーギア、IGBT、主軸受、発電機ベアリング、ブレードほか）

②譲渡時期

- ・設備の譲渡時期（所有権移転、落札者による運転開始）は令和9年（2027年）9月1日とする。
- ・県の責によりFIT認定事業者の変更申請が令和9年（2027年）9月2日以降になる場合は、県が収受する売電料金は県経由で落札者に譲渡する。

③譲渡後の事業期間

- ・譲渡後の事業期間は現設備の運転継続により可能な限り長期間の風力発電事業を目指すこと。ただし、現設備の設計耐用年数（20年）は令和11年（2029年）1月であり、これを超えて運転する場合は、落札者の全責任において安全性を確認し適切な維持管理を行った上で継続利用すること。
- ・現設備をリプレースする場合は、土地所有者や地元自治体及び周辺住民の理解を得た上で事業を実施すること。

④譲渡価格

- ・設備の譲渡は有償とする。
- ・譲渡価格は落札者が提示した金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した価格とする。

⑤事業用地の使用条件等

- ・発電所用地については、維持管理に必要な用地を含めて借地を受けることを基本として、風力発電事業以外の用途に使用しないこと。
- ・道路用地については、地下埋設管及びケーブルが設置されているため、江津市への占用許可申請を行うこと。
- ・事業用地の賃借、道路の占用その他の借地等に係る手続きは全て落札者が行い、費用を負担すること。なお、これらの条件等については、契約後別途協議のうえ定めるものとする。県は必要に応じて土地所有者との仲介等の協力を行う。

⑥事業実施に係る手続き

- ・現設備の運転を継続するにあたり、経済産業大臣から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 10 条第 1 項の規定による変更認定（事業譲渡）を受けること。
- ・現設備の新規設置時に下記のとおり承認等を得ている。事業の承継に伴う必要な手続きを行うこと。
 - (1)電気事業法に基づく工事計画届出（中国四国産業保安監督部）
 - (2)電気事業法に基づく保安規程届出（中国四国産業保安監督部）
 - (3)電気事業法に基づく電気主任技術者選任届出（中国四国産業保安監督部）
 - (4)電気事業法に基づく使用前安全管理審査（中国四国産業保安監督部）
 - (5)航空法に基づく航空障害灯の設置について（大阪航空局）
 - (6)森林法に基づく保安林開発許可、保安林解除（島根県）
 - (7)建築基準法に基づく建築確認（島根県）
 - (8)消防法に基づく変電設備設置届出（江津邑智消防組合）
- ・事業の実施にあたっては、関連する法令等を遵守すること。

⑦地域貢献事業の実施

- ・現在県が地元自治体（江津市及び浜田市）を対象とした周辺地域活性化支援事業を実施しており、原則として当該事業の年間交付実績額と同等以上交付する事業を継続して行うこと。事業内容については、地元自治体と協議を行うこと。なお、年間交付実績額は平均で江津市が約 190 万円、浜田市が約 15 万円である。
- ・現在県が道路管理者（江津市）と実施している林道及び付属する側溝及び沈砂池の点検等を継続して行うこと。
- ・現在県が林道の除草等を江津高野山風力発電所建設事業管理補助金により道路管理者に支出しており、継続して当該支出を行うこと。なお、補助金の年間交付実績額は令和 7 年度が 77 万円である。
- ・周辺地域に対して風力発電事業に関する情報提供や環境学習などの自主的な取組を実施すること。なお、情報提供や環境学習は必須とする。
- ・地域貢献事業の実施状況を確認するために、毎年度終了後 2 か月以内に県に対して前年度の実績を報告すること。
- ・上記の地域貢献事業の実施にあたっては、県、地元自治体、落札者の 3 者において覚書を締結すること。

⑧現設備の解体撤去

- ・現設備は休止中の 7 号機や予備品も含めて落札者の負担、責任において確実に解体撤去及び処分を行うこと。

- ・解体撤去費は落札者の組織の内部において毎年度、収支計画に基づき積立てを行い解体撤去の実施までに必要な費用を確実に確保すること。なお、FIT 期間中に国の「廃棄等費用積立金制度」の適用を受けた場合は、当該制度を遵守すること。
- ・積立の状況を確認するために、毎年度終了後 2 か月以内に県に対して積立状況を報告すること。

⑨事業終了後の措置

- ・事業終了後（リブレースした場合を含む）は速やかに設備の撤去を行い、原状復旧した上で土地所有者へ返還すること。
- ・原状復旧の範囲・方法は下記内容で土地所有者から了解を得ている。

(1)風力発電設備、受変電設備

- ・風車、タワー、電気設備は現場で解体の上、場外へ搬出
- ・タワー基礎は地表から 0.5～1 m 程度の地中部分まで撤去（上部フーチング部分の切り取り）し覆土
- ・地中 1 m 程度以下の基礎及び基礎杭は周辺地盤の健全性・安全性を維持するため残置

(2)工事ヤード

- ・撤去後は植栽を実施
- ・植栽の内容は関係機関と協議すること

(3)電力ケーブル（変電所～9号機間の林道に埋設されたケーブル等）

- ・電力ケーブルは撤去
- ・電線管は残置
- ・ハンドホールは撤去し埋め戻し後に舗装
- ・ハンドホールに接続された電線管端部へモルタルを充填し雨水が浸入しないよう措置
- ・事業終了後から風力発電設備を撤去するまでの間は、江津高野山風力発電所風力発電機定期自主検査要領書に基づく安全対策（風向に対して安全なブレードの向きを保つ等の措置）を実施すること。
- ・風力発電事業の終了後、理由の如何を問わず、風力発電設備及び付随する資材を現地に放置しないこと。また、解体・撤去により生じた廃棄物について、関係法令に違反する不適切な処分や不法投棄を行うことを固く禁止する。

⑩第三者への権利譲渡等の制限（転売等の禁止）

- ・落札者は、譲渡を受けた日（所有権移転日）から本発電所における風力発電事業を継続する期間中（リブレース等により事業を継続する場合を含む）は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、本設備、事業用地の賃借権、及び風力発電事業に係る権

利義務一式を第三者に譲渡、転貸、担保提供、または承継させてはならない。

- ・万一、やむを得ない事由により第三者へ譲渡等を行う必要が生じた場合は、事前に県と協議を行い、譲渡先が本募集要項に定める「譲渡の条件」をすべて確実に引き継ぐことを書面にて確約させ、県の承認を得なければならない。

⑪その他

- ・シャドーフリッカーの対応を引き続き実施すること。
- ・需給年度が令和12年度（2030年度）及び令和13年度（2031年度）の容量市場における容量確保契約が締結できた場合は、契約変更に伴うペナルティや制度の改正等のリスクも含め権利義務及び契約上の地位を全て引き受けること。
- ・定期安全管理審査が譲渡後に実施される場合は、落札者が受審者となり受審し費用を負担すること。県は受審に関して補助等の協力を行う。
- ・計器用変成器の有効期限満了に伴う更新工事に係る工事費負担金については、落札者が負担すること。
- ・令和9年度（2027年度）の保守点検委託契約について、所有権移転日以降の委託料等は落札者の費用負担とする。なお、設備の保安及び維持管理の継続性を担保するため、現在県が締結している保守点検の内容を引き継ぎ新たな契約を締結すること。
- ・落札者は、自ら又はその役員等が反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないことを確約すること。これに違反した場合は、契約解除等の適切な措置をとるものとする。

3. 落札決定の取消

落札決定後から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当することとなった場合は、落札の決定を取り消す。その場合、次順位の入札者と交渉を行うものとする。

- (1)「2. 譲渡の条件」が達成できない場合
- (2)契約の内容、その他必要な事項に関する協議が成立しなかった場合
- (3)契約締結までに落札者が応募資格を失った場合
- (4)落札者がやむを得ない事由により自ら辞退した場合

4. 応募資格を確認する添付書類について(事業計画・収支計画)

①江津高野山風力発電所の管理運営等に関する事業計画書（任意様式）

- ・事業計画書の大きさはA4版として、下記(1)～(7)について具体的に記載すること。
- ・ページ数の制限はなし。必要であれば図表の添付は可能。
- ・未記入及び未定と記載した場合は資格無しとする。

(1)全体スケジュール

- ・譲渡日から事業終了までのスケジュールを記載すること。
- ・リプレースを予定している場合は、そのスケジュールと設置予定の風力発電設備の概要も記載すること。

(2)保守点検・維持管理及び事業終了後の撤去計画

- ・譲渡日からの保守点検・維持管理計画及び事業終了後の撤去計画を記載すること。
- ・解体撤去の方法を具体的に記載すること。
- ・解体撤去費の積立方法及び積立金の管理方法を具体的に記載すること。

(3)事業実施体制図

- ・事業実施体制図（保守体制図）を作成し配置を予定している保守点検責任者、第2種電気主任技術者、運転監視業務実施者、点検業務実施者の事業者名または氏名を記載すること。

(4)災害・事故の防止措置及び発生時の対応

- ・災害・事故などの防止（防災）対策及び発生時の対応、体制を記載すること。

(5)周辺地域との共生に向けた取組

- ・周辺地域活性化支援事業を含めた周辺地域との共生に向けた取組を記載すること。

(6)環境保全への取組

- ・林道維持管理を含めた環境保全に向けた取組を記載すること。

(7)自主事業

- ・周辺地域への情報提供、環境学習を含む自主的な取組を記載すること。（情報提供、環境学習は必須）

(8)その他

- ・特記すべき事項があれば記載すること。

②江津高野山風力発電所の管理運営等に関する収支計画書（様式2）

- ・「①江津高野山風力発電所の管理運営等に関する事業計画書」に記載した内容に基づき、事業終了までの収益、費用を記載すること。
- ・解体撤去費の積立て計画を記載すること。

5. 関連資料

①応募に際し、下記の現設備に関する資料の提供を求めることができる。依頼方法は資料提供依頼書（様式9）を電子メールにより、入札公告の「12. 提出・問合せ先」へ提出すること。

- (1)風況観測時データ
- (2)運転月報（月毎の運転時間・発電電力量・平均風速ほか）
- (3)年間供給電力量、収入及び費用
- (4)固定資産明細書（令和8年度末時点）
- (5)減価償却費一覧表（令和8年度末時点）
- (6)予備品一覧表（令和8年8月31日現在）
- (7)江津高野山風力発電所風力発電機定期自主検査要領書
- (8)修理等履歴
- (9)出力制御回数
- (10)シャドーフリッカー対応計画
- (11)建設時の輸送計画書
- (12)7号機の状況
- (13)既設風力発電設備完成図書

平面図、断面図、基礎図、システム構成図、単線結線図、通信関係設備系統図

(14)風力発電所周辺地域活性化支援事業交付金交付要綱

(15)江津高野山風力発電所建設事業管理補助金交付要綱

②上記の他に必要な資料の提供を求める場合は、質問書（様式6）により依頼すること。ただし、下記の場合は提供できないものもあるため予め了承すること。

- (1)個人情報を含む資料
- (2)第三者の知的財産権に関わる資料
- (3)その他県が提供不可と判断する資料

③受付期間は令和8年10月2日（金）から令和8年11月2日（月）16時までとする。

④提供を受けた資料の取り扱いはお記のとおりとする。

- (1)提供を受けた資料は、本入札への応募に係る検討以外の目的では使用しないこと。
- (2)提供を受けた資料は、本入札への応募終了後に廃棄すること（電子データは消去すること）。
- (3)提供を受けた資料を本入札への応募に係る検討以外の目的で使用した結果、生じた責任は提供を受けたものが負うこと。

(別紙)

江津高野山風力発電所設備概要

発 電 所 名		江津高野山風力発電所
発 電 所 位 置		江津市二宮町、敬川町、千田町
要 目	認 可 最 大 出 力	20,700kW (2,300kW×9 基)
	年 間 平 均 風 速	6.1m/s (地上 80m) ※平成 15 年 (2003 年) 9 月～平成 16 年 (2004 年) 8 月に実施した風況調査データに基づくシミュレーション値
	送 電 系 統	金城江津線 (66kV) に接続
	運 転 開 始 年 月 日	平成 21 年 (2009 年) 2 月 1 日
	制 御 方 式	遠方監視制御
タ ワ ー	種 類 ・ 構 造	モノポール
	タ ワ ー 高 さ	76.9m
	タ ワ ー 直 径	下部 4.30m 上部 2.96m
	タ ワ ー 重 量	194.3t
風 車 ・ 発 電 機	風 車 種 別	水平軸プロペラ型アップウインド式
	ハ ブ 高 さ	80.0m
	ナ セ ル 重 量	91.2t
	カ ッ ト イ ン 風 速	3.0m/s
	定 格 風 速	13.0m/s
	カ ッ ト ア ウ ト 風 速	25.0m/s
	復 帰 風 速	22.0m/s
	耐 風 速	70.0m/s
	発 電 機 種 別	巻線型誘導発電機
	定 格 出 力	2,300kW (1 台あたり)
ロ ブ レ ー ド	ロ ー タ ー 直 径	90.0m
	ロ ー タ ー 回 転 数	9.8～18.2rpm (可変速運転)
	ブ レ ー ド 材 質	G F R P
	ブ レ ー ド 重 量	10.8t/枚
	制 御 方 式	フルスパンピッチ制御方式
変 圧 器 容 量		20,700kVA×1 台 (連系用) 2,300kVA×9 台 (風車用)
当 初 建 設 費		6,288,191 千円
主 要 機 器 納 入 会 社		(株)IHI